第 10 号議案

# ２０２２年度監査室内部監査計画について

（案）

２０２２年度の内部監査につき、監査室内部監査規程第１１条の規定に基づいて、別紙「２０２２年度監査室内部監査計画書」に則り、実施することとする。

以上

【添付資料】

別紙：２０２２年度監査室内部監査計画書

※別紙は情報開示規程第５条第１項第五号及び第六号の規定に基づき非公表とする。

**＜参考＞電力広域的運営推進機関　監査室内部監査規程**

**第２章　監査の実施**

（監査計画書の作成）

第１１条　　監査責任者は各事業年度開始に先立って監査計画（年度計画書）を作成し、理事会の承認を得なければならない。